動物を取り扱う営業を始める方へ
～第一種動物取扱業　登録の流れ～

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定により、営利を目的として業として動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を取り扱う場合は、「第一種動物取扱業」の登録が必要です。

1　登録を受けるまでの流れ

事前相談
- ●営業形態等によって必要な業種（種類）、必要な設備、必要となる動物取扱責任者の要件が異なります。
- ●計画段階で、事業の内容を把握している方がご相談ください。

申請
- ●窓口で必要書類を提出し、手数料をお支払いください。
- ●営業開始希望予定日の2～3週間前までに済ませてください。

施設の立入検査
- ●登録申請後に検査日時の打合せを行います。
- ●立入検査の際は、原則、動物取扱責任者が立ち会ってください。
- ●施設基準に適合しない場合は登録になりません。不適事項については改善し、再検査を受けてください。

登録証の交付
- ●登録証を交付します。

営業開始
- ●標識を事業所等に掲示してください。

詳しくは、札幌市ホームページ「第一種動物取扱業（登録制）」をご覧ください。
https://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/toriatsukai.html

2　業種について

業種	業の内容	該当する具体的な例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預る業	ペットホテル業者、トリミング等美容業者（動物を預る場合）、ペットシッター
貸出	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う業	動物オークション会場の運営業者
譲受飼養	動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）	老犬・老猫ホーム等業者

3 申請に必要なもの

※下線を引いた書類の様式は、札幌市ホームページ　第一種動物取扱業（登録制）（https://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/toriatsukai.html）からダウンロードできます。
※添付書類は原本の代わりに写し（コピー）をご提出いただくことも可能です。

	必要書類
□	（全業種）第一種動物取扱業登録申請書
□	（販売業、貸出業のみ）第一種動物取扱業の実施の方法
□	（犬猫の販売業のみ）犬猫等健康安全計画
□	（全業種）登録の拒否となる規定に該当しないことを示す書類
□	（全業種）動物取扱責任者の要件を示す書類 ・資格証明書や卒業証明書（写しを提出） ・実務経験証明書
□	（全業種）事業所の権原を有することを示す書類 ・自己所有の場合：登記事項証明書、権利証、固定資産税納税通知書など ・借り受けの場合：賃貸契約書又は管理規約（動物取扱業の営業について明記してあるもの）、賃貸人からの使用承諾証明書など
□	（飼養施設を有する場合） □飼養施設の平面図（施設の規模等が分かるよう寸法が記載されたもの） □飼養施設の付近見取図 □ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る） □飼養施設の権原を有することを示す書類（事業所と同一の場合は不要）
□	（法人の場合） □登記事項証明書（交付から6か月以内） □役員の氏名及び住所（登記事項証明書に記載がある場合は不要）
□	（全業種）手数料（1業種あたり15,000円、現金のみ）

4 動物取扱責任者について

事業所に1名以上の常勤かつ専属の動物取扱責任者を選任する必要があります。なお、動物取扱責任者は以下の要件1、2の両方を満たす必要があります※1。

【要件】 1. 専門的知識を有すること
・1年以上の教育機関を卒業している。
・要件として認められる資格※2 を持っている。

2. 実務経験があること
・業種ごとに認められる種別（下表参照）における実務経験（半年間以上）
・上記の実務経験と同等の飼養従事経験（1年間以上）

※1　獣医師・愛玩動物看護師は、上記の要件によらず動物取扱責任者になることができます。
※2　札幌市ホームページで要件として認められる資格一覧を公開しています。

業種	飼養施設	実務経験として認められる種別
販売	あり	販売（飼養施設あり）、貸出し
	なし	販売、貸出し
保管	あり	販売（飼養施設あり）、保管（飼養施設あり）、貸出し、訓練（飼養施設あり）、展示、譲受飼養
	なし	販売、保管、貸出し、訓練、展示
貸出		販売（飼養施設あり）、貸出し
訓練	あり	訓練（飼養施設あり）
	なし	訓練
展示		展示
競りあっせん		販売、競りあっせん
譲受飼養		販売（飼養施設あり）、保管（飼養施設あり）、貸出し、訓練（飼養施設あり）、展示、譲受飼養

札幌市動物愛護管理センター　あいまる さっぽろ　TEL：011-736-6134
〒060-0022　札幌市中央区北22条西15丁目3-6（平日8：45～17：15）